

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

東邦車輌 株式会社

群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀 4120 番地

2. 指名停止措置期間

令和7年11月28日から

令和8年1月27日まで(2カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者らは、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から2カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

日本トレクス 株式会社

愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地

2. 指名停止措置期間

令和7年11月28日から

令和8年1月27日まで(2カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者らは、かねてから、自社の営業戦略を検討する材料の一つとするため特定トレーラの車種ごとの納期の目安に関して情報交換を行っていたところ、特定トレーラの原材料の一つである鋼材の価格が高騰していたことから、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨や引き上げる金額の目安等について情報交換を行い、遅くとも令和3年12月22日までに、令和4年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。また、令和4年2月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことから、遅くとも同年7月12日までに、同年8月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年8月以降も、引き続き鋼材の価格が高騰していたことに加え、アルミ等の他の特定トレーラの原材料の価格等が高騰していたことから、遅くとも同年12月22日までに、令和5年2月1日頃以降に販売する特定トレーラの販売価格を引き上げることを合意した。

令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また当該事業者に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から2カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

D a i g a s ガスアンドパワーソリューション 株式会社
大阪府大阪市中央区道修町三丁目5番11号

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 1 月 21 日 から
令 和 8 年 1 月 1 日 まで (6 週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、広島県内、秋田県内及び福島県内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して、当該工事現場に資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった。このことが建設業法第28条第3項に該当するとして、令和7年9月22日、大阪府知事より営業停止処分(7日間)を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

新明和工業 株式会社

兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 指名停止措置期間

令和7年1月21日から

令和8年1月20日まで(2カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者らは、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車(じんかいしゃ)に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

極東開発工業 株式会社

大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11

2. 指名停止措置期間

令和7年1月21日から

令和8年1月20日まで(2カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者らは、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車(じんかいしゃ)に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表した。また当該事業者に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 ジェイアール東日本企画

東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号 JR恵比寿ビル

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 1 1 月 1 1 日 から

令和 8 年 8 月 1 0 日 まで (9 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、国土交通本省及び観光庁が令和 5 年度に交付した補助金 2 件(※)に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。

(※)「住宅市街地総合整備事業補助金（空き家対策総合支援事業（モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業））」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（観光再始動事業）」

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号（不正又は不適切な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 中央技術コンサルタンツ

東京都新宿区西新宿 8-5-1

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 10 月 24 日 から

令和 8 年 1 月 23 日 まで (3 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 7 月 21 日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、令和 7 年 8 月 8 日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。

その後、当該事業者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 8 月 20 日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 8 号イに該当する。

5. 競争参加資格の種類

測量等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2 カ月以上12 カ月以内
ロ 当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1 カ月以上12 カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 佐武建設

岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢 79-1

2. 指名停止措置期間

令和7年9月26日から

令和7年10月9日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、令和4年12月8日、岩手県土地開発公社発注の造成工事現場内において、汚水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかったため、掘削した法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働者が巻き込まれ、その約1ヵ月後に死亡する事故を起こした。このことにより、令和7年2月12日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、同年2月27日に刑が確定した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事

（指名停止措置要領別表第1）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 小又建設

青森県上北郡七戸町字森ヶ沢 59-4

2. 指名停止措置期間

令和7年9月5日から

令和7年10月4日まで（1カ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者の取締役副社長は、福島県耶麻郡磐梯町の太陽光発電所の造成工事で発生した木くず約56.3トンを敷地内に不法に投棄したとして、令和7年7月2日、猪苗代警察署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に關し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

阿部建設 株式会社

宮城県仙台市青葉区中江2丁目23番20号

2. 指名停止措置期間

令和7年9月5日から

令和7年10月4日まで（1カ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者の元常務取締役（事件当時）が、令和2年7月に水産加工会社の元代表含むほか2名と共に、不正な手段により補助金の交付を受けていたことに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反により、令和7年3月25日付けで仙台地方検察庁から起訴された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 石川組

秋田県鹿角市十和田大湯字中田 1-3

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 9 月 5 日 から

令和 7 年 10 月 4 日 まで (1 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

令和 4 年 5 月 27 日、秋田県鹿角市の解体工事現場で、下請事業者の労働者が脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、元請事業者である当該事業者の現場代理人は、下請事業者の現場代理人と共に虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和 7 年 6 月 24 日、当該事業者の現場代理人に対し罰金 20 万円の判決が確定した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 15 号 (不正又は不誠実な行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

大館桂工業 株式会社

秋田県大館市御成町3-7-17

2. 指名停止措置期間

令和7年9月5日から

令和7年10月4日まで(1カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

令和4年5月27日、下請として入場した秋田県鹿角市の解体工事現場で、脚立を使用しダクトの解体作業をしていたところ、脚立から転落する災害が発生したことについて、当該事業者の現場代理人ほか2名は、元請事業者の現場代理人と共に虚偽の内容の労働者死傷病報告書を大館労働基準監督署に提出した。このことにより、令和7年4月21日に労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、令和7年6月24日、当該事業者に対し罰金20万円、現場代理人ほか2名に対し罰金10万円の判決が確定した。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

パナソニック産機システムズ 株式会社

東京都墨田区押上 1-1-2

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 7 月 18 日 から

令和 7 年 9 月 17 日 まで (2 カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 7 年 1 月 31 日に、建設業許可部局より 2 日間の営業停止処分を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 13 号 (建設業法違反行為) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 1.3 当該部局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

パナソニックマーケティングジャパン 株式会社
大阪府大阪市中央区城見 2-1-61

2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日から
令和7年10月17日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日に、建設業許可部局より2日間の営業停止処分を受けた。

また、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、指示処分を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 1.3 当該部局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

パナソニック環境エンジニアリング 株式会社
大阪府吹田市垂水町3-28-33

2. 指名停止措置期間

令和7年7月18日から
令和7年9月17日まで(2カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

当該事業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日に、建設業許可部局より2日間の営業停止処分を受けた。

また、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、同日、指示処分を受けた。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

大成産業 株式会社

青森県青森市大字浜田字玉川262-9

2. 指名停止措置期間

令和7年7月4日から

令和7年10月3日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

大成産業（株）の元代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上9カ月以内 2カ月以上6カ月以内 1カ月以上3カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

関電ファシリティーズ 株式会社

大阪府大阪市中央区城見1丁目3-7

2. 指名停止措置期間

令和7年7月4日から

令和7年10月3日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

4. 事実概要及び指名停止措置理由

関電ファシリティーズ（株）は、平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

（指名停止措置要領別表第2）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

日精 株式会社

東京都港区西新橋1丁目18番17号

2. 指名停止措置期間

令和7年6月20日から

令和7年8月19日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理目標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

住友重機械搬送システム 株式会社
東京都品川区西品川1丁目1番1号

2. 指名停止措置期間

令和7年6月20日から
令和7年8月19日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理目標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

フジパスク 株式会社

東京都世田谷区上馬4-2-5

2. 指名停止措置期間

令和7年6月20日から

令和7年10月19日まで(4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理目標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

I H I 運搬機械 株式会社

東京都中央区明石町8番1号

2. 指名停止措置期間

令和7年6月20日から

令和7年8月19日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理目標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

新明和工業 株式会社

兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 指名停止措置期間

令和7年6月20日から

令和7年8月19日まで(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理目標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

物品役務等、建設工事

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

明光技研 株式会社

山形県南陽市西落合 566 番地 1

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 5 月 23 日 から

令和 7 年 9 月 22 日 まで (4 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

明光技研株式会社の代表取締役は、山形県高畠町が発注した業務 (設計・調査) の指名競争入札において、同町職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和 7 年 2 月 16 日、山形県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。その後、明光技研株式会社の代表取締役は、業務 (設計・調査) の入札情報を入手した見返りとして現金を渡したとして、同年 3 月 7 日、山形県警察に贈賄の容疑で再逮捕された。

これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 10 号 (公契約関係競売等妨害又は談合) に該当する。

5. 競争参加資格の種類

測量等

(指名停止措置要領別表第 2)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に關し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (第12号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から 3 カ月以上12 カ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

鹿島道路 株式会社

東京都文京区後楽1-7-27

2. 指名停止措置期間

令和7年4月11日から

令和7年7月10日まで(3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者は、関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者の合材製造所長等は、同社が出荷するアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに、再生アスファルト合材であることを認識していた。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、過失による粗雑工事を行ったこと、及び当該業者によるアスファルト合材の納入について、社内で契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認され、不適切な体制となっていた。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 NIPPO

東京都中央区京橋 1-19-11

2. 指名停止措置期間

令和7年4月11日から

令和7年7月18日まで(10W+1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北運輸局管轄区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

4. 事実概要及び指名停止措置理由

【事実概要】

当該業者の系列プラント会社は、東北地方整備局・関東地方整備局・北陸地方整備局・中部地方整備局・近畿地方整備局・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書(特記仕様書、設計図面等)で「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材(新規アスファルト合材)を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材(再生アスファルト合材)を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

当該業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理目標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

【指名停止措置理由】

当該業者は、事実概要欄に記載の事実に至り、有資格業者である当該業者が受注した工事について、当該業者が事実概要に記載した結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行い、及び当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、事実概要に記載のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

5. 競争参加資格の種類

建設工事、測量等、物品役務等

(指名停止措置要領別表第2)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内